

湯西川ダムの環境面から見た問題点と環境影響評価に関する意見書

平成20年5月8日

宇都宮地方裁判所 御中

住 所 栃木県真岡市道祖土25

氏 名 高 松 健比古



1. はじめに
2. 当該地域で行われた環境アセスメントについて
3. 湯西川ダム建設予定地周辺地域の動植物調査とその結果について
4. 湯西川ダム建設事業による希少野生動植物種への影響について
5. 湯西川ダム建設と生物多様性及び種の保存法等との関係について
6. 湯西川ダムの「現時点での評価」を考える
7. 結論
8. おわりに

## 1. はじめに

栃木県の自然環境ならびに生物相を考える上で、鬼怒川源流地域一帯の存在は、きわめて大きいものがある。

広大な天然林と水量豊かな沢を主に構成される、この栃木県北西部の山岳地域は、もとよりイヌワシやクマタカの生息地であり、人間の居住区域はごく限定されたものだったのである。

相次ぐダム開発や観光開発、天然林の伐採等により、こうした原生的な自然是相当程度改変されてきたが、それでも市町村合併によって日光市に編入された旧栗山村の村域の中で、湯西川地域は奥鬼怒地域と共に、代表的な自然豊かな地域と認められ、評価されてきたのである。

しかしながら、現在建設が進められている湯西川ダム事業によって、湯西川地域の自然環境及び動植物が大きな悪影響を受ける恐れがある。

筆者は、栃木県自然保護団体連絡協議会代表として、また（財）日本野鳥の会の会員として、この問題を看過できないと考えるものである。

この意見書では、以下、ダム建設に際し行われた環境影響評価の問題について述べ、また、当ダム事業によって特に影響を受けると考えられる希少な動植物種の問題について触れ、さらに生物多様性と種の保存法の面からこのダムの問題点について述べることとする。

## 2. 当該地域で行われた環境アセスメントについて

この湯西川ダム建設事業にあたって、建設省（現・国土交通省）は、「建設省所管事業に係る環境影響評価に関する当面の措置方針について」（昭和53年7月1日建設次官通知）に基づき、環境影響評価を実施し、1985年6月にその結果をまとめた（「湯西川ダム環境影響評価書」）。

そもそも、評価項目が限定され、代替案との比較検討がなされず、内容が適正かどうかの審査が不十分、といった当時の建設省のアセスメント制度は、それ自体に大きな問題点があるが、湯西川ダムのアセスメントも、それに従っただけの内容では、適正な評価がなされたものと言えないことは当初から

明らかである。

実際にこの1985年の湯西川ダムの評価書は、全体でも66ページに過ぎないきわめて浅薄な内容であり、しかも建設予定地及び周辺地域の住民の生活環境に関して全く記載されず、また、地形上希少な風穴についても記述されていない点など、重大な見落としがある。

さらに鳥類の最重要種と思われるイヌワシ及びクマタカに関しても、きわめて不十分かつ適切でない記述しかなされていない。

1985年の評価書は、このように内容的に大きな問題点があることは客観的に見ても明らかである。

建設省（国土交通省）は、それ以後長期間にわたって、上記で指摘した事項を含むさまざまな項目に関して、調査を継続して行っているが、これは自らが上記評価書の不十分さを認めていることにはかならない。

### 3. 湯西川ダム建設予定地周辺地域の動植物調査とその結果について

湯西川ダム建設予定地周辺地域でこれまで記録された希少生物や、その生物多様性の実態については、2007（平成19）年11月15日付で提出された「準備書面15～湯西川ダム建設事業の環境問題」で明らかにされている。

その中では、現時点で希少種・重要種・注目種の指標となる、環境省のレッドデータブック記載種や、栃木県版レッドリスト記載種等について、詳細に記述されているが、その資料となったのは、主として平成15年度から18年度までの、各年度の「湯西川ダム環境調査検討業務報告書」である。

これらの報告書を見ると、哺乳類・鳥類から昆虫類・底生動物・貝類に至る動物と、付着藻類を含む植物全般など、それぞれの年度ごとに動植物の各分野においてかなり広く調査が実施されたことがわかる。

前述の通り、きわめて不完全な1985年のアセスメントでは、全く把握していない環境及び動植物の実態を、ここで明らかにしようという目的なのであろうか。その実態調査の結果、各年度ごと、また各分野ごとに、これまで記録されていなかった新たな種を含む重要種・希少種が続々と確認された

ことが記されており、文字通り、この湯西川地域が動植物の宝庫としてきわめて重要な場所であることが、年を追うごとに明らかになってきたのである。

これはいったい何を意味するのであろうか。

まず、1985年の環境アセスメントがきわめて杜撰であったことが裏付けられた。形式だけにせよ、このアセスメントによって、湯西川ダム建設事業が決定されたとすれば、決定自体が誤りであったことになろう。

次に、ダム本体及びダム計画湛水予定地とその周辺一帯は、多種多様な動植物の生息・生育地となっていることが明らかにされた。それはまた、ダム完成後の生育・生息地の水没によって、これらの動植物が当地で絶滅の恐れすらある、大変な危機に立たされることを意味している。

ダム建設が前提とされ、また広範囲に湛水される以上、その影響を回避することは不可能である。

#### 4. 湯西川ダムによる環境改変が生物に与える影響について

これまで述べたように、また、資料から明らかなように、湯西川ダム建設予定地及び周辺地域には、希少な動植物が数多く生息・生育しているが、ダム建設はその状況に多大な悪影響をもたらすと予想される。

ここでは、その代表的な例として、この地域に存在する特殊な環境である風穴と、この地域の生態系の頂点に立つ生物である猛禽類、特にクマタカに関して、ダム建設がもたらす影響について具体的に考察する。

##### (1) 風穴と自生する希少植物への影響について

湯西川ダム建設予定地には、冷気の吹き出す風穴が存在することが知られていて、市民団体による観察会も現在実施されている。特に、ダムサイトに近い赤下地区には、風穴がもたらした特殊な環境が原因と思われる希少な植物の存在も確認されており、湯西川の環境特性を考える上で、きわめて重要な場所と言える。

しかし、驚くべきことに1985年のアセスメント報告書には、「湯西川ダム湛水区域及びその周辺には、貴重な地形・地質は分布しない」とあり、

風穴に関して全く触れていない。

一転して「平成15年度湯西川ダム環境調査検討業務報告書」では、陸域特殊性調査でこの風穴に関して調査した結果、赤下地区の風穴近辺には、国のレッドデータブックの絶滅危惧ⅠB類にリストアップされているスルガヒヨウタンボクと、絶滅危惧Ⅱ類のオニヒヨウタンボクが生育していることが判明した、とされた。

「風穴」は一般的に冷気の吹き出す洞穴のこと、火山岩や石灰岩の地形で見られる。富士山麓の風穴は有名であり、また秋田県大館市の長走風穴高山植物群落は、国の天然記念物に指定されている。

その地域の気温に比較して、数度から十数度も気温が低いのが特徴で、特に夏季はその傾向が顕著であり、その風穴周辺はより高標高の場所と同様の植生が見られる（上記の秋田・長走風穴は、標高が170m程度にもかかわらず、1000mクラスの植物群落が生育しているという）。

湯西川・赤下地区のスルガヒヨウタンボクやオニヒヨウタンボクも山地帯上部から亜高山帯にかけて局地的に分布する希少植物であるが、本来なら当地に自生しているはずのない種である。どういう経緯によってここに存在しているのかはわからないが、唯一明白な理由は、風穴によって気温が年間を通じて低く、いわばより高地の環境を作り出されているため、と考えられる。

しかしながらこの赤下地区の風穴は、ダム建設による湛水で水没することになっている。上記2種の植物の生育地が消失することから、対策として近隣の日陰地区の風穴付近への移植が予定されていることであるが、予定地の風穴付近では、これら2種の植物は確認されていない。

いくつかの風穴に関する調査・研究資料をみてみると、概して風穴から出る空気の温度は、その地域の気温より低いことは確かであるが、しかしその程度は千差万別であり、一定ではない。また、風穴から出る気流の強さや湿度、さらにその風穴の存在する場所の位置（地形）によって、その地の環境は異なっているはずであり、当然動植物もその影響を受けていると考えられる。端的に言えば、植生や生物相は風穴ごとに異なるのであり、逆に同一条件であることは考えられないのである。

湯西川ダムで水没する赤下地区の植物を移植したとしても、それが移植された所で長年にわたり健全に生育するという保証は全くないし、そもそも移植という行為が、この場合認められるのか、という基本的な問題点も指摘しておきたい。

原告側が提出した「準備書面15」で述べられているように、筆者も日本政府はこの地の生物多様性を保全する義務を負っていると考える。

とすれば、その方策として、実効性のある環境アセスメントを行い、その結果に基づき、「影響の回避」、「影響の最小化」、「代償」の3段階からなるミティゲーションを検討しなければならない。

風穴水没地の希少植物移植は、この「代償」に該当するのであろうが、だがこの代償措置は、いわば最後の手段とも言うべきものであって、軽々になされるべきものではない。

しかも、上述の通り、風穴とそのもたらす周辺環境は、個々に異なるものであって、別の風穴はそもそも「代償の対象」にならないのである。

## (2) 猛禽類に関する影響について

鳥類のうち、一般に猛禽類と呼ばれるワシタカ・ハヤブサ類（及びフクロウ類）は、自然界の食物連鎖の最終段階にあり、その地域の生態系の頂点に立つ生物である。

湯西川ダム建設に関する鳥類への影響を調査した各種報告書の中で、猛禽類、特にクマタカ、イヌワシ等の生息状況と繁殖等に関する工事の影響については、最重要テーマのひとつとして位置づけられているようであり、他の動植物とは別個に、「湯西川流域猛禽類検討業務」による繁殖期の調査が行われ、毎年度「湯西川流域猛禽類検討業務結果報告書」が出されている。

また、2004年3月からは「湯西川ダム希少猛禽類プレモニタリング検討委員会」が設置されている。

ただ、情報公開による上記報告書を閲覧したところでは、猛禽類の生息状況に関する具体的な記述や地図等、その存在が明らかになるような箇所はすべて塗りつぶされてほとんど判読できない。

こうした条件下ではあるが、筆者は公開されたデータから下記の見解を抱

いた。

猛禽類のうち、ダム建設によって最も影響を受け、その生息状況が重要視されるのはクマタカであろうと思われるが、湯西川流域のダム計画予定地一帯では、繁殖期に4つがい確認され、平成7年から調査が行われている。

資料（「平成17年度湯西川流域猛禽類調査検討業務」）では、平成7年から17年まで、総計のべ36巣について、幼鳥が巣立つに至ったか（繁殖成功）、それとも営巣しなかったか、あるいは繁殖ステージの中途段階でやめたか、が示されている。

それによると、11年間36例のうち、繁殖成功は10例にすぎず、非営巣及び繁殖中断（失敗）が26例にのぼっている。

クマタカの繁殖ステージは、求愛期が11月～12月、造巣は1～2月で3月頃に産卵、4～5月に孵化し、幼鳥は7～8月に巣立つ、とされる。ただ、幼鳥は巣立ち後も営巣木周辺で親から餌をもらいながら長い間養育され、その期間は親鳥が次の繁殖行動を開始する翌年の1月くらいまで及ぶことが知られている。従ってクマタカは、繁殖にはほぼ1年を必要とし、はっきりした非繁殖期はないとも言える〔環境庁「猛禽類保護の進め方」（平成8年）より〕。

このような習性から、自然条件下でもクマタカの繁殖率はもともと高くなかったと思われ、さらに近年は繁殖率の低下が指摘されている。湯西川でのデータもその説を裏付けるものと言えよう。

しかも湯西川では、2年連続しての繁殖成功は、平成7年から8年にかけてのわずか1巣に過ぎない。

従って当該地域のクマタカは、今後仮にダム建設等大きな環境改変がない状態においても、複数つがいが繁殖するのには厳しい状態であることがわかる。

次に、現在行われている湯西川ダムの建設工事の直接の影響についてであるが、上記「検討業務」資料では、「なかった」あるいは「明確でない」などとされている。

しかし、工事全般及びそれに付随する人的行為が、直接間接にクマタカの繁殖失敗に関係している可能性は否定できず、またそれどころか今後工事が

進行するに連れて、その危険性がより高まることは確実である。

また、ダム完成後は、現在当地のクマタカが高度に利用している広範なエリアがダム湖となって水没することが考えられ、生息環境がより一層厳しくなると予想される。

ダムを建設しながら、一方で現在までのクマタカの生息状況を維持しようとすることは、きわめて困難であると考える。

## 5. 湯西川ダム建設と生物多様性及び種の保存法等との関係について

これまで述べたように、湯西川ダム建設にあたって、ずさんな1985年アセスメントをカバーする形で行われてきた生物及び環境に関する各種調査は、この地域の動植物相の豊かさ、生物多様性の充足を証明することになった。

だがダムが建設され、結果として出現するダム湖に湛水された場合、上流部は広範囲に水没することになり、それまでの状態とは一変するため、そこで生息・生育してきた生物は壊滅的な打撃を受けることになる。

また、人為的な操作で水の管理が行われるため、下流域の環境もこれまでとは全く異なる様相を呈するものと思われる。

さらに、気温・地温・風向・風力等当地域一帯の気象状況の変化が予想され、それにともなう生物相の変化、生態系全体の変化も考えられる。

大規模なダム建設という人的行為により、現在の多様で豊かな動植物相が実際にどのように変貌するのかは、正確な予想ができない。だが少なくとも、現在の多様な生物相が著しく損なわれることはほぼ確実である。

大規模なダム建設は、当地の生物多様性の破壊をもたらすものなのである。

国際的な取り決めである生物多様性条約は、生物多様性保全のため、締約国に義務を課しているが、また生物多様性は、関連する国内法の解釈基準となっていて、その関連法令として「絶滅のおそれのある野生動植物種の保存に関する法律」（種の保存法）がある。

この「種の保存法」の指定種（国内希少野生動植物種）として、湯西川地域では、ワシタカ・ハヤブサ類6種（イヌワシ・クマタカ・オオタカ・オジ

ロワシ・オオワシ・ハヤブサ）が該当する。

詳細な記述は省略するが、湯西川ダム建設は、これらの猛禽類の生息を脅かす恐れが強い。特にクマタカについては、その生態的特性及び全体的な生息状況から、大きなマイナスの影響をもたらす恐れが高いことは前項で述べたとおりである。

結果として湯西川ダム建設は、「種の保存法」に反する行為と言わなければならない。

## 6. 湯西川ダムの「現時点での評価」を考える

2006（平成18）年3月30日に開催された、「第5回湯西川ダム希少猛禽類プレモニタリング検討委員会」において、委員長は下記のような注目すべき挨拶をしている。

「実は猛禽類のことだけを考えているとダム建設はほとんど進まないことになると思います。ここはいわゆるアセス法が通る前からの事業ですので、事業を行いながら猛禽類を保護するということで、両方が歩み寄りながらやることは一つ大事な点だと思いますので、何とか折り合いがつくように、なおかつ繁殖がうまく行くように、最善の努力をお願いしたいと思います。」

この委員会が、あくまでもダム建設事業を前提にして対策を検討する、という性格が明らかにされている発言であるが、前段では図らずも専門的な立場からの本音ともいるべき考えが表明されているように筆者には思われる。

まず、「猛禽類のことだけを考えているとダム建設はほとんど進まないことになる」と述べられていることから、このダム建設が猛禽類の生息に決定的な悪影響を及ぼすものであり、もしも猛禽類の生息環境保全をきちんとするとすれば、ダム建設はできない、あるいは、非常に難しい、ということを意味していると思われる。

また、「アセス法が通る前からの事業であり、云々」と述べられていることから、仮に、1997年に制定された環境影響評価法の施行後であれば、（猛禽類に大きな悪影響を与えることが明らか）このダム建設は、そもそも当初から認められないのではないか、ということを示唆していると考えら

れる。つまり、湯西川ダム建設事業は、現時点で客観的かつ正当に評価するなら、中止されてしかるべき事業である、と取れるのである。

こうした発言は決して予想できないものだろうか。

筆者は実際に、栗山地域のクマタカの観察を長年続けている野鳥の会会員の話を聞く機会があったが、その方も、このダム建設が当地のクマタカにとってきわめて脅威であり、今後繁殖しなくなるのではないか、と深く憂慮していた。

4. で述べた水没する風穴にしても、このクマタカにしても、さらに、他の調査で明らかになった、多数の貴重な動植物にしても、ダム建設によってその存在する環境が破壊されれば、復元することは困難である。

仮に現時点で、やはり4. で述べた生物多様性保全の基本的考え方に基づく実効性のある環境アセスメントが行われれば、その結論は「影響の回避」、すなわちダム計画の中止が、正当な評価ということになるであろう。

## 7. 結 論

以上、これまで述べてきたことをまとめると、下記の通りとなる。

- ①湯西川ダムに関する1985年のアセスメントは、重大な見落としや欠落があり、きわめて不十分な内容であって、これをもってダム計画が推進されていることは重大な問題である。
- ②上記のアセスメントの後、90年代以降に「湯西川ダム環境調査検討業務」等の名称で、広範囲の動植物調査が実施された結果、希少種や重要種が次々と確認され、クマタカはじめ種の保存法対象猛禽類を頂点とする生態系が成立する当地域は、生物多様性に満ちた動植物の宝庫であることが実証された。
- ③にもかかわらず、湯西川ダムが完成し、ダム湖に湛水された場合、地形として貴重な風穴とその周辺に見られる生物が水没し失われるほか、上流域だけでなく下流域まで、現在存在する貴重な自然環境と生物が壊滅的な打撃を受けることが予想される。
- ④従って現時点で、詳細かつ正確な実態調査が行われ、それに基づいて正当

な環境影響評価が行われれば、「生物多様性条約にもとり、種の保存法にも反する湯西川ダム計画は、中止されるべきである」という結論が導き出されるはずである。

## 8. おわりに

八ッ場ダムや南摩ダムをはじめ、40年も50年も前に立案された巨大ダム計画が、各地で大きな問題となっている。当初計画された時点では、それなりの理由があったと思われるダム事業も、現在は完全に目的を失い、建設の根拠も破綻しているものが多い。

にもかかわらず、巨額の経費を使って強引に計画を推進し、予定地と上下流域の広範な環境と生態系を破壊する大規模なダム建設は、とうてい許されるべきものではない。

湯西川ダムもまたその「ムダなダム」のひとつなのであり、その建設は速やかに中止されるべきであると考える。

## 参考文献

建設省所管事業に係る環境影響評価に関する当面の措置方針について

建設省事務次官通知 1978(昭和53)年

湯西川ダム環境影響評価書 建設省関東地方建設局 1985(昭和60)年

猛禽類保護の進め方 環境庁自然保護局 1996(平成8)年

平成15年度湯西川ダム環境調査検討業務報告書 2003(平成15)年

平成16年度湯西川ダム環境調査検討業務報告書 2004(平成16)年

平成17年度湯西川ダム環境調査検討業務報告書 2005(平成17)年

平成17年度湯西川流域猛禽類調査検討業務結果報告書 2005(平成17)年

平成18年度湯西川ダム環境調査検討業務報告書 2006(平成18)年

平成18年度湯西川流域猛禽類調査検討業務結果報告書 2006(平成18)年

レッドデータブックとちぎ 栃木県 2005(平成17)年

準備書面15～湯西川ダム建設事業の環境問題～ 2007(平成19)年

## 経歴・著書等

生年月日 1948（昭和23）年6月20日

### 経歴

1948年6月 栃木県真岡市に生まれる

1967年4月 岩手大学農学部入学

1967年6月 日本野鳥の会入会

1968年9月 日本野鳥の会栃木県支部入会

1971年3月 岩手大学農学部林学科卒業（造林学専攻）

1971年4月 栃木県の自家に戻り、農林業に従事 現在に至る

以後、森林保護、鳥獣保護、ゴルフ場・リゾート開発問題、湿地保護、

水環境保全、環境教育等、諸々の自然保護活動に携わる

また（財）日本野鳥の会の評議員、理事等を歴任する

1990年9月（～現在） 渡良瀬遊水池を守る利根川流域住民協議会代表世話人

1996年4月（～2004年5月） 日本野鳥の会栃木県支部支部長

1996年7月（～現在） 栃木県自然保護団体連絡協議会代表

2000年8月（～現在） 水環境条例制定ネットワーク代表幹事

2004年5月（～現在） （財）日本野鳥の会監事

2005年7月（～現在） 日本湿地ネットワーク（JAWAN）運営委員

2006年6月（～現在） ラムサール条約湿地を増やす市民の会共同代表

### マスコミへの出演・執筆等（定期的なもの、2002年以降）

毎日新聞栃木版「新とちぎ鳥獣戯画」（隔週掲載） 2002年8月～

NHK宇都宮FM「とちぎ鳥情報」（毎月第2水曜） 2005年4月～

下野新聞「井頭の生きものたち」 共同執筆、2006年4月～2007年2月

下野新聞「真岡・鬼怒川辺の生きものたち」 共同執筆、2007年4月～2007年11

月

読売新聞栃木版「とちぎ寸言」 共同執筆、2008年6月～（予定）

著書

- 奥鬼怒の自然が危ない（共著、隨想舎、1988年）
- もういりません!!ゴルフ場（共著、日本消費者連盟、1989年）
- ゴルフ場 無農薬ならよいのか！（共著、リサイクル文化社、1990年）
- 渡良瀬遊水池－その歴史と自然を守るために－（共著、隨想舎、1991年）
- 河川敷にゴルフ場はいらない（共著、リサイクル文化社、1993年）
- 野生生物からの告発（共著、リサイクル文化社、1993年）
- 環境福祉学入門（共著、環境新聞社、2004年）
- 新・渡良瀬遊水池（共著、隨想舎、2005年）
- その他